

## 10.36

意匠登録を受ける権利を有する者が刊行物に記載した場合における意匠法第4条第3項の「証明する書面」によって明示されると共に証明される必要のある事実

刊行物に記載された意匠について、下記の事実が意匠登録出願の日から30日以内に提出された「証明する書面」によって明示されると共に証明される必要がある。

## 記

## 1. 逐次刊行物に記載した場合

刊行物名、巻数、号数  
発行年月日  
発行所  
該当頁  
発表者名（公開者名）（10.34）  
発表（記載）された意匠

2. 上記1以外の刊行物に記載した場合  
上記1の場合に準じて取り扱う。

## （説明）

便覧10.34の（説明）を参照

## （注）

上記明示事実が明確なものに限り、当該刊行物又はその複写をもって証明する書面に代えることができる。

刊行物の頒布前に発表会や展示会等の取材が公開的に行われ、その記事として刊行物に記載された場合等は10.35に該当する。